

名 称	独立行政法人 日本学生支援機構奨学金			
種 類	貸与奨学金			
概 要	経済的理由により修業に困難があると認められる者を対象とした奨学金制度			
申込資格	■予約採用 ①令和8年（2026年）3月に高等学校等（本科）を卒業予定の者。 ②高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者。 ■在学採用 令和7年度（2025年度）に大学等に在学している者。			
選考基準	学力基準 (予約採用)	■第一種奨学金 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1） ただし、上記の基準を満たさない場合であっても、次のア～ウのいずれかに該当し、かつ、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって進学しようとする大学等における学修意欲（※2）がある者として学校から推薦されれば、第一種奨学金の学力基準を満たす者として取り扱うことができます。 ア.生計維持者の貸与額算定基準額が0円である。 イ.生計維持者が生活保護を受給している。 ウ.「社会的養護を必要とする人」（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）である。 （※1） 評定平均における5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績。 （※2） 学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。 ■第二種奨学金 高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上であること。 ※在学採用の基準は、ホームページでご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1syu/gakuryoku/zaigaku.html		
		家計基準	・・・別紙参照	
	■第一種奨学金（無利子）			
区分		貸与月額（選択制）		
		通学	最高月額	最高月額以外の月額
大学	国公立	自宅	45,000円	20,000円又は30,000円
		自宅外	51,000円	20,000円、30,000円、40,000円
	私立	自宅	54,000円	20,000円、30,000円、40,000円
		自宅外	64,000円	20,000円から50,000円の範囲から1万円単位で選択
短大 高専<4・5年> 専修<専門>	国公立	自宅	45,000円	20,000円又は30,000円
		自宅外	51,000円	20,000円、30,000円、40,000円
	私立	自宅	53,000円	20,000円、30,000円、40,000円
		自宅外	60,000円	20,000円から50,000円の範囲から1万円単位で選択
※最高月額を選択するには、第一種・第二種の併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。				
※給付奨学金と併用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。				
■第二種奨学金（有利子）				
区分		貸与月額（選択制）		
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>		2万円から12万円の範囲から1万円単位で選択		
私立大学 医・歯学課程		12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可		
私立大学 薬・獣医学課程		12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可		
<入学時特別増額貸与奨学金について>				
入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に融資を受けられなかった世帯の学生を対象とする制度です。希望により、月額の初回振込時に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択して貸与（有利子）を受けることができます。入学前の貸与ではありませんので、ご注意ください。				

名 称	独立行政法人 日本学生支援機構奨学金																
種 類	給付奨学金																
概 要	・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の人を対象とした原則返還不要の奨学金制度 ・令和2年（2020年）4月から始まった高等教育の修学支援新制度																
申込資格	(1) 令和8年（2026年）3月に初めて高等学校等（本科）を卒業予定の人 (2) 初めて高等学校等（本科）を卒業した年度の末日から申し込みを行う日までの期間が2年以内の人																
選考基準	■学力基準（予約採用） 次の（1）または（2）のいずれかに該当する必要があります。 (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1） (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学習意欲を有すること（※2） （※1） 評定平均における5段階評価をしていない学校にあつては、これに準ずる学習成績。 （※2） 学習意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施またはレポートの提出等により行います。 ※ 在学採用の基準はホームページでご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/zaigaku.html ■家計基準（収入基準・資産基準）（予約採用・在学採用共通）（2025年2月現在） ①収入基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援区分</th><th>収入基準（※3）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td><td>申請者と生計維持者の支給額算定基準額（※5）の合計が100円未満であること（※4）</td></tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td><td>申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること</td></tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td><td>申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること</td></tr> <tr> <td>第Ⅳ区分（※6）</td><td>申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること</td></tr> </tbody> </table> （※3） 収入については、2024年（1～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報によって審査を行います。 （※4） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。 （※5） 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★2（100円未満切捨て） ★1 市町村民税所得割額が非課税の人は、（※4）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。 ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。 （※6） 申請者が多子世帯に属している場合、次ページの表の金額（月額）が支給されます。 ②資産基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>生計維持者の人数</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人の場合</td><td>2,000万円未満</td></tr> <tr> <td>1人の場合</td><td>1,250万円未満</td></tr> </tbody> </table> ※基準が変更になる場合がありますので、最新の情報は本機構ホームページで確認して下さい。	支援区分	収入基準（※3）	第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額（※5）の合計が100円未満であること（※4）	第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること	第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること	第Ⅳ区分（※6）	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること	生計維持者の人数	基準額	2人の場合	2,000万円未満	1人の場合	1,250万円未満
支援区分	収入基準（※3）																
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額（※5）の合計が100円未満であること（※4）																
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること																
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること																
第Ⅳ区分（※6）	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること																
生計維持者の人数	基準額																
2人の場合	2,000万円未満																
1人の場合	1,250万円未満																

世帯の所得額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）、学校の設置者、通学形態によって、定まる下表の金額（月額）が支給されます。（2025年2月現在）

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

- 支給金額
- ①生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等（※7）から通学する人は、上表の（ ）内の金額となります。
（※7）「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- ②自宅通学とは、申請者が生計維持者と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅扱いになります。）
- ③自宅外通学とは、申請者が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいいます。また、「進学後の手続き」において、「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類等の提出が必要です。
- ④独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。
- ⑤「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、申請者が以下のいずれかの国費による給付金（※8）を受けている間は、給付奨学金の支給が0円となります。
（※8）国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付金、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

申込手続	■募集時期 ・予約採用（進学前の申込み） 高校3年生の春頃 ・在学採用（進学後の申込み） 進学後の春頃 ※秋頃にも実施する場合があります ■申込方法 ・学校を通じて申し込みます。 ・学校へ書類提出、インターネット（スカラネット）で申込みを行ってください。 ※募集時期、締切等の変更となる場合がありますので、必ず学校で確認してください。 日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金は貸与型です。卒業後は必ず返還しなければなりません。 返還するときのことを考えて貸与金額を選択してください。
特記事項	■奨学金制度の御案内 日本学生支援機構が実施する奨学金制度に係る詳細は、以下の「奨学金相談サイト」で確認してください。 独立行政法人日本学生支援機構「奨学金相談サイト」 URL : https://www.shogakukinsupport.jp/  ※貸与・給付奨学金に関する手続きのスケジュール等については、各学校にお問い合わせください。 ※高等学校卒業程度認定試験合格者・機構が定める基準に該当する科目合格者・出願者の方が「予約採用」に申し込む場合は、機構のホームページを参照のうえ機構にお問い合わせください。  機構ホームページ「高卒認定試験合格者等の申込手続きについて」 URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/kounin-houhou.html